

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

- 1 一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行う。(第十五条、別表関係)
- 2 高等裁判所長官に転居手当を支給する。(第九条第二項関係)
- 3 この法律は、公布の日から施行し、1は令和八年四月一日から適用する。ただし、2は令和九年四月一日から施行する。(附則第一項、第二項関係)